

新型コロナウイルス感染症に対する核融合科学研究所行動指針（BCP）

制 定 令和3年1月15日  
最終改正 令和4年3月22日

- ・基本下記の感染防止対策を講じて行動する。
  - 「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場所）の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用（注）」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等
  - 自身の健康管理（検温、体調がすぐれない時は、感染拡大予防を考え自宅待機等）

※国、自治体の対応に応じて随時変更を行うことができる。

活動レベル	判断基準	業 務 等 区 分						
		研究・教育活動	事務・技術業務 (支援業務を含む)	学生の入構等	オンラインイベント 見学者受入	各種会議 出張	実験関係事業者、関連会社等 (共同研究者を含む)の入構	他所外者の入構等
レベル0	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり
レベル1	感染者数が一定程度にとどまっている状態	・感染防止対策を講じた上で、通常の研究活動等を行う。  (※国等の対策に基づき、在宅勤務等を推奨することがある(活動レベル2において同じ) )。	・感染防止対策を講じた上で、通常業務を行う。  (※国等の対策に基づき、在宅勤務等を推奨することがある(活動レベル2において同じ) )。	・感染防止対策を講じた上で入構を認める。  (※国等の対策に基づき、オンライン講義等の活用を推奨することがある(活動レベル2において同じ) )。	・国、岐阜県が示すガイドラインに基づく感染防止対策を考慮した上で、実施する。	・感染防止対策を講じた上で、活動を認める。 ・オンライン会議又はメールによる文書会議の活用推奨。  (※外国出張については外務省のガイドラインに基づく。)	・感染防止対策を講じた上で、入構を認める。	・感染防止対策を講じた上で、入構を認める。
レベル2	感染への警戒が必要な状態 (岐阜・愛知県の感染者数の増加がみられる場合)	・感染防止対策を講じた上で、研究室等での研究活動等を続行する。 ・学会等の研究会への参加及び主催は感染防止策を講じた上で実施可能とする。ただし、感染が拡大している地域の往来については、真にやむを得ない場合を除き自粛する。オンライン開催は可とする。 ・所内での研究活動については、可とする。	・感染防止対策を講じた上で、通常業務を行う。	・感染防止対策を講じた上で、研究室等での研究活動等を続けることを認める。 ・オンライン講義等を活用しながら、感染防止対策を講じた上で、オンライン講義受講を認める。	・国、岐阜県が示すガイドラインに基づく感染防止対策を講じた上で、必要性の高いものは実施するが、可能なものはオンライン開催を推奨する。	・特に必要とする場合は感染防止対策を講じた上で、対面会議を実施可とする。 ・オンライン会議又はメールによる文書会議の活用推奨。 ・国内出張は可とするが、接触機会低減のため、可能なものはオンライン等を推奨する。ただし、感染が拡大している地域の往来については、真にやむを得ない場合を除き自粛する。 (※外国出張については外務省のガイドラインに基づく。)	・原則、感染防止対策を講じた上で、入構を認める。  ※ただし、体調等を確認した状況により入構を禁止する場合がある。	・感染防止対策を講じた上で、入構を認める。  ※ただし、体調等を確認した状況により入構を禁止する場合がある。
レベル3	次のいずれかに該当する状態 ①国のまん延防止等重点措置が岐阜県、又は愛知県に適用されている状態 ②岐阜県、愛知県から独自の緊急事態宣言(準ずる通知等を含む)が発令等されている状態 ③所内で単発の感染者の発生などによる建物や部署レベルの一時間閉鎖などの状態	・感染防止対策を講じた上で、研究・教育上の必要性が高いものについて、研究室等での活動を実施する。ただし、接触機会低減のため、可能な範囲で研究室等での滞在時間を減らし、在宅勤務、時差出勤を推奨する。 ・感染防止対策を講じた上で、学会等の研究会への参加及び主催は可能とするが、原則オンライン開催を推奨する。ただし、感染が拡大している地域の往来については、真にやむを得ない場合を除き自粛する。 ・所内での研究活動については、感染防止策を講じた上で、可とする。	・感染防止対策を講じた上で、研究所機能の維持の必要性が高い場合は出勤を可とする。ただし、接触機会低減のため、可能な範囲で事務室等での滞在時間を減らし、在宅勤務、時差出勤を推奨する。	・感染防止対策を講じた上で、研究・教育上の必要性が高いものについて研究室等での活動を認める。 ・オンライン講義等の活用を推奨する。	・不要不急のものは原則延期または中止とするが、国、岐阜県が示すガイドラインに基づく感染防止対策を講じた上で、必要性の高いものは実施することができる。オンライン開催は可とする。 ・原則として施設貸付は行わない。 ・原則、見学中止。	・感染防止対策を講じた上で、対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議に移行する。 ・感染防止対策を講じた上で、国内出張は可とするが、可能なものはオンライン等とする。ただし、感染が拡大している地域の往来については、真にやむを得ない場合を除き自粛する。  ※感染拡大地域への移動前後には、PCR検査又は抗原検査の受検を推奨する。 (※外国出張については外務省のガイドラインに基づく。)	・感染防止対策を講じた上で、入構を認める。ただし、共同利用・共同研究については、感染が拡大している地域からの入構を原則として行わない。  ※オンラインを活用する。  ※感染拡大地域からの入構者には、その移動前にPCR検査又は抗原検査の受検を推奨する。	・入構する必要性を考慮した上で感染防止対策を講じ、入構を認める。ただし、感染が拡大している地域からの入構を原則として行わない。  ※感染拡大地域からの入構者には、その移動前にPCR検査又は抗原検査の受検を推奨する。
レベル4	次のいずれかに該当する状態 ①国の緊急事態宣言が発令されている状態 ②所内の複数の部署で感染者の発生若しくはクラスター感染の発生がある状態	・原則として在宅での研究活動等とするが、研究・教育の準備・継続に必要不可欠な場合のみ、感染防止対策を講じた上で、出勤を可とする。 ・学会等の研究会への参加及び主催の禁止、オンライン参加は可とする。	・感染防止対策を講じた上で、研究所機能の最低限の維持に必要なものに限定して出勤を可とする。その他の職員は在宅勤務とする。	・原則入構禁止。 ・オンライン講義等を活用する。  ・止むを得ず入構する必要がある場合は、指導教員から事前に許可を得る。(ただし、可能な限り短時間で退出すること)	・原則延期または中止とする。オンライン開催は可とする。  ・施設貸付は行わない。 ・見学中止。	・原則オンライン会議とする。  ・原則、国内出張等感染が拡大している地域の往来については、真にやむを得ない場合を除き自粛する。  ※感染拡大地域への移動前後には、PCR検査又は抗原検査の受検を推奨する。 (※外国出張については外務省のガイドラインに基づく。)	・原則入構禁止とするが、感染防止対策を講じた上で、必要不可欠なものに限定して一部認めることができる。 ※限定して認める場合は、研究所の共同研究担当者が責任を持って判断する。  ※オンラインを活用する。  ※感染拡大地域からの入構者には、その移動前にPCR検査又は抗原検査の受検を推奨する。	・原則入構禁止とするが、感染防止対策を講じた上で、必要不可欠なものに限定して一部認めることができる。  ※感染拡大地域からの入構者には、その移動前にPCR検査又は抗原検査の受検を推奨する。
レベル5	重大な緊急事態 (感染拡大により、職員等が出勤できない状態等)	・感染防止対策を講じた上で、研究所機能の最低限の維持に必要なものに限定して、出勤を認める。(研究資産維持のために必要最低限の人員のみとする。)	・感染防止対策を講じた上で、研究所機能の最低限の維持に必要な職員のみ出勤。その他の職員は在宅勤務。	・全ての学生の入構禁止。	・全てのイベントは延期または中止とする。  ・施設貸付は行わない。 ・見学中止。	・オンライン会議のみとする。  ・出張は不可とする。	・入構禁止。  ※事業継続のために必要な場合を除く。	・入構禁止。

注) 「マスクの着用」については、岐阜県から示されている「マスク着用の考え方の見直しについて」  
<https://www.pref.gifu.jp/site/covid19/282659.html> に基づき、適切に対応するものとする。